

児童福祉法の理念

(文責・磯谷)

## 1 基本的なスタンス

- 児童福祉法第1条ないし第3条は、同法制定時から変更がなく、70年近くもの間、わが国の児童福祉行政に定着してきたもので、今なお妥当するものであると考えられることから、基本的に維持すべきものとする。
- しかしながら、この間、児童福祉分野に目を向ければ児童虐待が深刻化し、児童福祉のリソースの多くを児童虐待対策に振り向けざるを得ない状況となった。また、心理学などの進展により、児童虐待が児童の心身に及ぼす影響が明らかとなり、児童が虐待を受けず、愛情に育まれて成長発達することが何にも増して重要であることが明らかにされた。一方、わが国は、1994年(平成6年)に児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)を批准し、児童の権利保障を推進することとした。このような児童福祉をめぐる状況の変化に鑑み、児童福祉の理念についても現在の条文の基本を維持しつつ、必要な改正を加えることが必要であるとする。
- 現在の児童福祉法第1条ないし第3条において不足するのは、
  - (ア) 児童の権利保障(擁護)
  - (イ) 児童の最善の利益の考慮
  - (ウ) 家庭における体罰の禁止
  - (エ) 家族支援
  - (オ) 適切な代替的養護の提供と家庭養護の原則

であろうと考えられる。

(ア)については、すでに児童虐待防止法第1条に「この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、…(略)…もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする」を定めており、児童福祉行政全般において児童の権利保障の必要性を規定することに支障は見当たらない(なお、成長発達権は条約6条2項にあるとおり、児童の権利に含まれるものと考えられる)。

(イ)については、民法766条が、父母が離婚するときに子の監護に関する事項を決める場合においては、「子の利益を最も優先して考慮しなければならない」と定めている。また、条約第3条は「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的もしくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局または立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする」と定めている。児童の最善の利益の考慮は、児童福祉においても当然の前提とされるべきである。

(ウ)の体罰禁止については、今なお残る体罰容認の考え方が児童虐待の温床

となっているとの指摘もあるため、明記するものである。規定ぶりはいろいろ考えられるところであるが、「体罰」はなじみのある言葉であり、学校教育法11条但し書きにもあること、一方、体罰を禁ずる趣旨に鑑みると、体罰が児童の心身に害悪を及ぼすおそれがあるからであるところ、典型的な体罰以外にも、児童を辱めるような罰や、意欲を失わせるような罰も、やはり児童の心身に害悪を及ぼすおそれがあるものと考えられるから、そういった罰についても合わせて禁止することが望ましいと思われる。

(エ)については、条約第5条が、父母の指導を尊重するものとし、同第9条が原則として児童は父母から分離されず、父母とともに生活することを基本とし、同第18条が、父母が児童の養育の第一義的責任を負うとしていること、前文において「家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し」と定めていることに鑑みると、家族支援は児童福祉行政における基本理念としても欠くべからざるものであると考えられる。

(オ)については、条約第20条第3項が、代替的監護として里親委託や養子縁組を基本とし、「必要な場合」に限り施設養護を可能としていること、その他、児童の代替的監護に関する国連ガイドライン等に鑑みると、児童が家庭において養育されることを原則とすることは、児童福祉法の理念として掲げられるべきものとする。ここで家庭による養育に限定するか、小規模施設等を含むものとするかは議論がありうるところであるが、あくまで原則論であることに鑑み、家庭による養育に限るべきと考える。

## 2 改正案

別紙【条文イメージ】のとおり。

## 3 検討事項

- (1) 「児童」の名称を、「子ども」にすべきか。
- (2) 「愛護」という言葉を、他の言葉に変更すべきか。

【条文イメージ】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

- ② すべて児童は、ひとしくその権利を保障され、愛護されなければならない。
- ③ 児童に関するあらゆる措置をとるにあたっては、児童の利益を最も優先しなければならない。
- ④ 何人も児童に体罰その他児童の心身に害悪を及ぼすおそれのある罰を与えてはならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

- ② 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身ともに健やかに成長するために、その家庭を支援しなければならない。
- ③ 児童がその家庭において生活することが当該児童の利益に反する時は、国及び地方公共団体は児童に対し適切な代替的養護を提供する責任を負う。代替的養護を提供するにあたっては、家庭における養護が優先的に検討されなければならない。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

【現行法】

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

- ② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

第3条 前2条に規定するところは、児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。